

リスク管理規程

制定 平成28年 3月10日

改正 平成29年 3月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）のリスクの防止及び損失の最小化を図るため、リスクの管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リスク 財団に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものをいう。
- (2) 具体的リスク リスクが具現化した次に掲げる事象をいう。ただし、具体的リスクのうち、個人情報保護及び情報システムに係るものについては、個人情報保護規程（平成24年3月27日制定）、特定個人情報保護規程（平成27年12月1日制定）、電子計算組織運用管理規程（平成24年12月20日制定）その他の関連規程等に定めるところによるものとする。
 - ア 信用の危機 不全な事業活動、欠陥のある情報等による財団イメージの低下
 - イ 財政上の危機 収入の減少、資金の運用の失敗等による財政の悪化
 - ウ 人的危機 労使関係の悪化、役員間の内紛、理事長の継承問題等
 - エ 外部からの危機 自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の流行、反社会的勢力からの不法な要求等
 - オ その他アからエまでに準ずる事象
- (3) 緊急事態 次に掲げる事件によって、財団又は財団の理事及び監事並びに職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「役職員」という。）にもたらされた急迫の事態をいう。
 - ア 自然災害 地震、風水害等の災害
 - イ 事故 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 爆発、火災、建物の倒壊等の重大な事故
 - (イ) 財団の事業に起因する重大な事故
 - (ウ) 役職員に係る重大な人身事故
 - ウ インフルエンザ等の感染症の流行
 - エ 犯罪 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 建物の爆破及び放火、役職員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃
 - (イ) 役職員による背任、横領等の不祥事

オ 財団の法令違反に伴う官公庁による立入検査

カ その他アからオまでに準ずる事件

(基本的な責務)

第3条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、財団の定款及び規程等に定めるリスクの管理に関する規定を遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第4条 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、最小のコストで最良の結果を得られるよう、具体的リスクを回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 理事及び監事は、当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について理事長に意見を述べなければならない。

3 職員は、業務上の意思決定を求めるときは、事務決裁取扱細則(平成22年3月31日制定)の定めるところに基づき、当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について意見具申をしなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第5条 役職員は、具体的リスクが発生した場合は、これに伴い生じる財団の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行わなければならない。

2 役職員は、具体的リスクが発生した場合は、直ちに、理事長に報告するとともに、当該具体的リスクの処理について関係部門と協議を行い、理事長の指示に従わなければならない。

3 役職員は、具体的リスクに起因する新たな具体的リスクの発生に備え、前条に規定する措置を講じなければならない。

(具体的リスクの発生に対する処理後の報告)

第6条 役職員は、具体的リスクの発生に対する処理が完了した場合は、当該処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第7条 役職員は、市民、利用者、取引先等から口頭、文書等により苦情等を受けた場合は、当該苦情等が具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、適正に対応するとともに、所管部門の責任者に、速やかに、報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた所管部門の責任者は、苦情等の重要度を判断し、必要に応じて関係部門と協議の上、当該苦情等への対応を指示するものとする。

(文書の作成)

第8条 役職員は、文書（情報公開規程（平成22年3月19日制定）第2条に規定する文書等をいう。）の作成に当たっては、常にリスクを意識し、事務決裁取扱細則（平成22年3月31日制定）、文書取扱い細則（平成22年3月19日制定）等の文書に関する定めに基づくとともに、文書の内容が第2条第2号アの信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

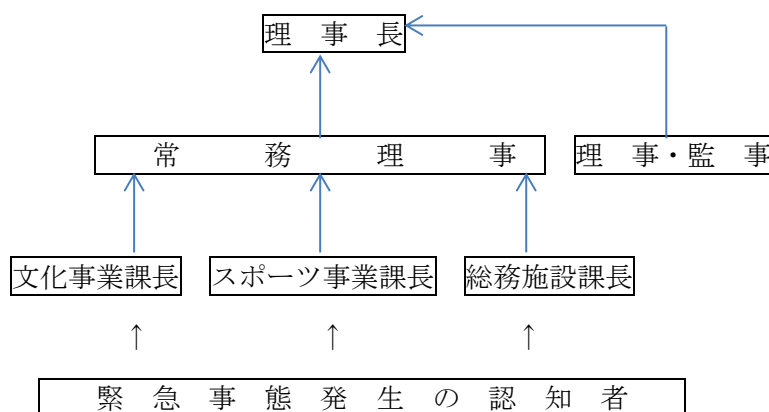
(守秘義務)

第9条 役職員は、この規程に基づくリスクの管理に関する計画、システム、措置等を立案、実施する過程において知り得た財団その他の関係者に関する秘密については、財団の内外を問わずこれを漏らしてはならない。

(緊急事態発生の通報)

第10条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、所定の通報先に通報しなければならない。

2 前項の通報は、原則として、次に掲げる経路によって行うものとする。



3 通報は、迅速さを最優先するものとし、前項の経路で直接の通報先が不在等で通報ができない場合は、直接の通報先を超えて次の通報先に行くものとする。

4 極めて緊急な場合は、前2項にかかわらず、直接の通報先に通報すると同時に、その先の通報先及び総務施設課長に通報する等の臨機の措置を講ずるものとする。

5 総務施設課長は、必要と認める緊急事態の発生については、速やかに、緊急事態発生を認知した部門以外の関係部門にも通報するものとする。

6 通報は、随時中間報告を行うものとする。

(情報管理)

第11条 理事長は、緊急事態の発生の通報を受けた場合は、当該緊急事態の発生に係る情報管理を含めてリスク管理上の適切な指示を行うものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第12条 役職員は、次の各号に掲げる緊急事態が発生した場合は、当該各号に定めるところにより対応することとする。ただし、次条に規定する緊急対策本部を設置する場合は、当該緊急対策本部の指示に従い、対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- (ア) 人命救助を最優先とする。
- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 自然災害対策の強化を図る。

(2) 事故

ア 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- (ア) 人命救助及び環境破壊防止を最優先とする。
- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 事故の再発防止を図る。

イ 財団の事業活動に起因する重大事故

- (ア) 利用者及び関係者の安全を最優先とする。
- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 事故の再発防止を図る。

ウ 役職員に係る重大な人身事故

- (ア) 人命救助を最優先とする。
- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症の流行

- (ア) 人命救助及び伝染防止を最優先とする。
- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 予防及び再発防止を図る。

(4) 犯罪

ア 建物の爆破及び放火、役職員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃

- (ア) 人命救助を最優先とする。
- (イ) 不当な要求に屈せず警察署と連携して対処する。
- (ウ) 予防対策の強化を図る。

イ 役職員による背任、横領等の不祥事

- (ア) 真実を明らかにする。

- (イ) 必要に応じて、官公庁に連絡する。
- (ウ) 再発防止を図る。
- (5) 財団の法令違反に伴う官公庁による立入検査
 - (ア) 真実を明らかにする。
 - (イ) 再発防止を図る。
- (6) その他前各号に準ずる緊急事態
 - (ア) 緊急事態に応じ、前各号に準ずる対応を行う。

(緊急対策本部)

第13条 理事長は、重大と認める緊急事態が発生した場合又はその発生が予測される場合は、緊急対策本部を設置するものとする。

2 緊急対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) リスク管理統括責任者 理事長（理事長が不在等の場合は、常務理事）
- (2) リスク管理統括副責任者 常務理事（常務理事が不在等の場合は、総務施設課長）
- (3) 部員 リスク管理統括責任者が指名する職員

(緊急対策本部の会議)

第14条 緊急対策本部の会議は、緊急対策本部の設置後直ちに、出席可能な役職員の出席により開催する。

(緊急対策本部の所掌事項)

第15条 緊急対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析に関すること。
- (2) 応急処置の決定及び指示に関すること。
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定に関すること。
- (4) 広報及び外部連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定に関すること。
- (5) 財団内の連絡の時期及び方法の決定に関すること。
- (6) 指示及び連絡ができないときのその代替措置の決定に関すること。
- (7) 対策を実施する上での分担等の決定、対策の指示及び対策実行の確認に関すること。
- (8) その他緊急対策本部として必要と認める事項に関すること。

2 首都直下地震等が発生した場合及びその発生が予測される場合は、理事長が別に定める地震対策ガイドラインによるものとする。

(役職員への指示及び命令)

第16条 リスク管理統括責任者は、緊急事態を解決するに当たり、必要と認める場合は、役職員に対し、行動を指示及び命令することができる。

2 役職員は、リスク管理統括責任者から指示及び命令が出された場合は、その指示及び命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第17条 緊急事態の発生に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、広報運用基準(平成25年8月29日制定)の定めに基づき、緊急事態の解決に支障を及ぼさない範囲において、当該取材の申入れに応じるものとする。

2 報道機関への対応は、原則として、常務理事及び緊急事態の発生した所管課長とする。

(届出)

第18条 緊急事態のうち所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に届け出るものとする。

2 所管官公庁への届出は、原則として、常務理事及び緊急事態の発生した所管課長が行うものとする。

3 所管官公庁への届出の内容については、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(緊急対策本部の解散)

第19条 緊急対策本部は、緊急事態が解決し、かつ、再発防止策を講じた場合は、解散するものとする。

(理事会への報告)

第20条 理事長は、緊急事態の解決策を実施した場合は、その直後の理事会に、次の事項を報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用額
- (4) 懲戒処分の有無及び懲戒処分等があった場合のその内容
- (5) 今後の対策方針

(懲戒処分)

第21条 理事長は、職員が次のいずれかに該当することとなった場合は、職員就業規程(平成27年12月1日制定)第65条に基づき懲戒処分とすることができる。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与したことが明らかなき。
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予見しながら、その予防策を意図的に講じなかったことが明らかなき。
- (3) 具体的リスクの解決について、理事長又はリスク管理統括責任者の指示又は命令に従わなかったことが明らかなき。

(4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を理事長の許可なく外部に漏らしたことが明らかなき。

(5) その他具体的リスクの予防、発生、解決等において、財団に不都合な行為を行ったことが明らかなき。

2 理事長は、理事及び監事が前項の各号のいずれかに該当することとなった場合は、理事会の決議により戒告又は評議員会に役員解任を議案として提出することができる。

(緊急事態通報先一覧表の作成)

第22条 課長は、緊急事態の発生に備え、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを役職員及び関係者に周知するとともに、その一覧表の写しを理事長に提出しなければならない。

2 一覧表は、少なくとも1年に1回以上点検し、必要に応じた修正を行う等常に最新のものとするよう務めるものとする。

(一覧表の携帯等)

第23条 理事長及び常務理事並びに職員は、前条の一覧表又は当該一覧表に代わるものを常に携帯し、通報先を明らかにしておくものとする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、リスクの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。